

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	国際出願日	
0-3	(受付印)	
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i420
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (JPO) (RO/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	P211123WO
I	発明の名称	感染性排水の処理システム
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	株式会社エム・イー・エス
II-4en	Name:	MES Co., LTD.
II-5ja	あて名	1050012 日本国 東京都港区芝大門1 - 3 - 9 芝大門第一ビル3階
II-5en	Address:	Sibadaimon 1 Bldg. 3rd floor, 1-3-9, Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo 1050012 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-11	出願人登録番号	520205567
III-1	その他の出願人又は発明者	
III-1-1	この欄に記載した者は	発明者である (inventor only)
III-1-3	右の指定国についての発明者である。	
III-1-4ja	氏名(姓名)	上田 孝雄
III-1-4en	Name (LAST, First):	UEDA, Takao
III-1-5ja	あて名	1050012 日本国 東京都港区芝大門1 - 3 - 9 芝大門第一ビル3階 株 式会社エム・イー・エス内
III-1-5en	Address:	c/o MES Co., LTD., Sibadaimon 1 Bldg. 3rd floor, 1-3-9, Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo 1050012 Japan

## 特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

III-2 III-2-1 III-2-3 III-2-4ja III-2-4en III-2-5ja III-2-5en	<p>その他の出願人又は発明者 この欄に記載した者は 右の指定国についての発明者である。 氏名(姓名) Name (LAST, First): あて名 Address:</p>	<p>発明者である (inventor only)  境 洋三 SAKAI, Yozo 1050012 日本国 東京都港区芝大門1-3-9 芝大門第一ビル3階 株式会社エム・イー・エス内 c/o MES Co., LTD., Sibadaimon 1 Bldg. 3rd floor, 1-3-9, Shibadaimon, Minato-ku, Tokyo 1050012 Japan</p>
IV-1 IV-1-1ja IV-1-1en IV-1-2ja IV-1-2en IV-1-3 IV-1-4 IV-1-5 IV-1-5(a) IV-1-6	<p>代理人又は共通の代表者、通知のあて名 下記の者は国際機関において右記のごとく出願人のために行動する。 名称 Name: あて名 Address:  電話番号 ファクシミリ番号 電子メール 電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若しくは国際予備審査機関が、その官庁又は機関が希望する場合には、この電子メールアドレスを利用して、この国際出願に関する通知を送付することを承認する。 代理人登録番号</p>	<p>代理人 (agent) 特許業務法人秀和特許事務所 IP Firm SHUWA 1030004 日本国 東京都中央区東日本橋三丁目4番10号 アクロポリス21ビル8階 Acropolis 21 Bldg. 8th floor, 4-10, Higashi Nihonbashi 3-chome, Chuo-ku, Tokyo 1030004 Japan 03-5643-1090 03-5643-0025 wipol@shuwa.net 通知を全て電子形式で送付することを承認する。 (書類による通知は不要である。)  110002860</p>
V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限り、かつ、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP
VI-1 VI-1-1 VI-1-2 VI-1-3	<p>先の国内出願に基づく優先権主張 出願日 出願番号 パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名</p>	<p>2020年 06月 09日 (09.06.2020) 2020-100441 日本国 JP</p>